

## 資料 3

### 15年度 組織・予算要求

厚生労働省 組織要求の概要について

予算要求の概要について

農林水産省 組織要求の概要について

予算要求の概要について

食品安全委員会（仮称）

組織要求の概要について

予算要求の概要について

## 平成15年度医薬局・食品保健部 組織再編要求の概要について

平成14年9月  
厚生労働省

医薬局・食品保健部の組織について、食の安全に係わる重要問題についても、局を挙げて対応する体制を構築する。

特に、健康影響が広範にわたる等重大な事件事故等の発生への対応や輸入食品対策をはじめとする食の安全確保体制の強化など、リスク管理を担う厚生労働省としての組織整備を行うとともに、リスク評価機関として設置される「食品安全委員会（仮称）」との円滑な連携や消費者等とのリスクコミュニケーションの体制の整備を図る。

### 【組織再編の概要】

- （1）「医薬局」を「医薬食品局（仮称）」に改め、食品の安全確保に係る所掌を明確化。
- （2）「食品保健部」を「食品安全部（仮称）」に改め、食品の安全確保のためのリスク管理を担うことを明確にするとともに、「企画課」を「企画情報課（仮称）」とし、内閣府に設置される「食品安全委員会（仮称）」との連携調整、消費者等とのリスクコミュニケーションも担当。
- （3）医薬及び食品の安全確保に係る重要事項について早期の対応体制の構築を含め迅速適切に対応するため、「大臣官房参事官」を新設。
- （4）更に、食品の安全対策の強化のため、次の1室2官を新設。

食薬健康影響対策官  
食品リスク情報官  
輸入食品安全対策室

## 【医薬局・食品保健部 組織要求】

( 現 在 )

### 医 薬 局

- 大臣官房審議官(医薬担当)
- 総務課  
医薬品副作用被害対策室
- 審査管理課  
化学物質安全対策室  
医療機器審査管理官
- 安全対策課  
安全対策企画官
- 監視指導・麻薬対策課  
麻薬対策企画官
- 血液対策課

### 食 品 保 健 部

- 企画課  
新開発食品保健対策室  
検疫所業務管理室  
食品国際企画調整官
- 基準課
- 監視安全課

( 要 求 )

### 医 薬 食 品 局(仮称)

- (新)大臣官房参事官(医薬食品・国際担当)
- 総務課  
医薬品副作用被害対策室  
(新)食薬健康影響対策官(仮称)
- 大臣官房審議官(医薬担当)
- 審査管理課  
化学物質安全対策室  
医療機器審査管理官
- 安全対策課  
安全対策企画官
- 監視指導・麻薬対策課  
麻薬対策企画官
- 血液対策課  
(新)血液対策企画官(仮称)

### 食 品 安 全 部(仮称)

- 企画情報課(仮称)  
食品国際企画調整官  
検疫所業務管理室  
(新)食品リスク情報官(仮称)
- 基準審査課(仮称)  
新開発食品保健対策室
- 監視安全課  
(新)輸入食品安全対策室(仮称)

# 平成 15 年度

## 食品保健関係予算概算要求の概要

平成 15 年度 概算要求額 < 22,113 百万円  
平成 14 年度 予 算 額 < 14,254 百万円  
差 引 増 減 額 < 7,864 百万円

上段 < > は他局計上分を含む。

平成 14 年 8 月

医 薬 局 食 品 保 健 部

# 国民の健康を守るための食品安全対策の整備

< 22,118 > < 14,254 >  
12,513百万円 ( 9,074百万円 )  
上段 < > は他局計上分を含む

食品衛生法の抜本改正等により、新たな食品の安全確保の仕組みを構築するため残留農薬基準等の整備、食品添加物の安全性確認の徹底等を推進するとともに、輸入食品や健康食品等の安全確保対策、食肉に関するBSE対策を引き続き推進する。あわせて、食品の安全性確保にかかる研究を充実し、国民の健康を守るための食品安全対策を整備する。

## 概 算 要 求 主 要 事 項

### 1 食品衛生法の抜本改正等による基準・体制の整備

< 2,706 > < 495 >  
2,681百万円 ( 475百万円 )

残留基準が設定されていない農薬等の食品への残留を禁止する措置及び安全性に問題のある既存添加物について使用を禁止できる制度を導入することとし、このため、暫定的な残留基準の設定、食品添加物の安全性確認を推進するとともに、食中毒発生時の危機管理体制の充実等を図る。

( 1 ) 残留基準が設定されていない農薬等の食品中への残留を禁止する措置の導入  
924,061千円 ( 201,004千円 )

#### (要 旨)

新たな農薬の開発に伴う新規農薬の増加や食品の流通の国際化に伴い、残留基準が未設定の農薬等を使用した食品の輸入も増大してきている。

農薬等の残留による衛生上の危害を防止するため、残留基準が設定されていない農薬及び動物用医薬品の食品中への残留を原則禁止する制度（いわゆるポジティブリスト化）の導入に向けて暫定的な基準の設定等を推進する。

〔・残留農薬基準策定費  
676,728千円 ( 84,579千円 )  
・残留動物用医薬品等規格基準策定費  
221,003千円 ( 80,317千円 )〕

### ( 2 ) 食品添加物の安全性確認の徹底

1,670,505千円 ( 225,353千円 )

#### (要 旨)

長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物について、安全性に問題のあるものについては使用を禁止できる制度を導入することとし、既存添加物の毒性試験等の安全性確認を早急に推進する。

さらに、国際的に安全性が確認され、かつ、広く用いられている食品添加物で必要性が高いものは、指定に向け、必要に応じ国自ら安全性確認等を行う。

〔・食品添加物安全性確認費  
803,160千円 ( 160,765千円 )  
・食品添加物指定費  
803,060千円 ( 0千円 )〕

(3) 大規模・広域食中毒に対する危機管理体制の強化

45,520千円( 32,895千円)

(要 旨)

複数の自治体が関係する大規模・広域食中毒の発生時において、被害拡大の防止を図るため、関係自治体との連絡調整会議を開催し、迅速で統一的な対応が図られるよう調整を行うとともに、新たに、DNA検査による迅速な原因究明を行うための技術的支援等を行うなど、食中毒発生時における危機管理体制の強化を図る。

(4) 総合食品衛生管理製造過程(HACCP)承認施設の監視強化

<35,666> <31,658>  
10,861千円( 11,494千円)

(要 旨)

総合衛生管理製造過程(HACCP)承認施設について、一定期間ごとに見直しを行うこととし、当該施設に対する監視強化を図る。

〔・食品高度衛生管理方式適正推進費  
(本省費) 10,861千円( 11,494千円)  
(地方厚生局) 24,805千円( 20,164千円)〕

(5) 食品表示制度の普及啓発、相談体制の強化

12,621千円( 4,209千円)

(要 旨)

複数の法律に規定され、分かりにくい食品表示制度について見直しを行うこととしており、このため、消費者等が容易に理解するためのパンフレットを作成・配付し、食品表示制度の普及啓発を行うとともに、都道府県等の食品衛生監視員に対して食品表示に関する研修を実施し、食品表示に関する相談を一元的に対応できるよう相談体制の充実を図る。

〔・食品表示制度普及啓発費 7,670千円( 0千円)  
・食品安全監視等強化費 4,951千円( 4,209千円)  
[食品衛生監視員に対する表示等に関する研修の実施]〕

2 輸入食品等の安全対策の強化

<13,481> <12,352>  
9,539百万円( 8,411百万円)

輸入食品の多様化や件数の増加に対応した効果的な検査の実施など、輸入食品の安全性確保のためのモニタリング検査の強化を図る。

また、輸入手続きの迅速化を図るため、インターネットを利用した輸入届出システムの導入等、輸入食品監視支援システムの機能強化を図る。

さらに、食肉に関するBSE対策を推進する。

(1) 食品衛生上の危害発生防止のための輸入等禁止措置の導入に伴う実施体制の整備

17,629千円( 5,226千円)

(要 旨)

近年、畜水産物及び農作物の輸入量が増加している中で、輸入野菜の残留農薬問題等輸入食品の安全確保が課題となっていることから、先般、食品衛生法が改正され、食品衛生上必要と認められる場合は、国・地域及び食品を特定して、輸入、販売等を禁止できる制度が創設されたところであり、当該制度を適切に実施するため、当該輸出国の衛生対策の調査、評価等、対象食品の検証・検査等を行うための体制を整備する。

(2) モニタリング検査の強化

914,288千円( 647,609千円)

(要 旨)

輸入食品の多様化や件数の増加に対応して、効果的に検査を実施するため、検査対象品目群をきめ細やかに設定する等の見直しを行うとともに、海外情報に基づく検査の強化を図るなど、輸入食品の安全性確保のためのモニタリング検査の強化を図る。

(モニタリング計画検査件数 51,703件 72,989件)

(3) 輸入食品監視支援システムの機能強化

357,142千円( 28,449千円)

(要 旨)

食品の輸入手続の迅速化を図るとともに、効果的なモニタリング検査を実施するため、インターネットを利用した輸入届出システムの導入、情報検索機能の強化等、輸入食品監視支援システムの機能強化を図る。

(4) 食肉に関する BSE 対策の推進

<4,037,396> <4,030,150>  
118,396千円( 111,150千円)

(要 旨)

と畜検査における BSE 全頭検査の実施について、引き続き、特別措置として検査キットの整備に対する補助を行うとともに、検査機器の整備や検査技術の研修を実施し、各自治体における迅速かつ適正な検査の実施を図るとともに、BSE に関する正しい情報の普及啓発を推進する。

・ BSE 全頭検査及び検査に必要な機器等体制整備費	3,514,189千円( 3,514,551千円)
・ 特定部位の処理等に関する経費	489,220千円( 489,356千円)
・ 普及啓発事業費	20,272千円( 12,474千円)
・ 検疫所における BSE 検査費等	13,715千円( 13,769千円)

(5) 食品規格基準等の一層の整備促進

332,462千円( 11,471千円)

(要 旨)

食品の規格基準の設定について、従来は定性的なリスク評価に基づく規格基準の設定をしてきたが、今後は、国際的にも進められている定量的なリスク評価に基づき実施することとし、食品の製造、流通、消費段階等におけるより一層の安全を確保するため、食品の規格基準の整備を促進する。

さらに、食品用器具やおもちゃ等の規格基準の整備を行う。

3 食品の安全性に関する情報提供等

<230> <148>  
225百万円( 142百万円)

消費者等との懇談会等を開催するなどのリスクコミュニケーションの充実、健康食品等に関する情報収集・提供体制の整備、食品表示制度についての啓発普及、自治体との食品保健情報のネットワーク化による食中毒発生時の迅速な対応の他、食品に関する安全情報の提供や相談体制を推進する。

(1) 消費者等とのリスクコミュニケーションの充実

2,780千円(

0千円)

(要旨)

食品の安全等に関する施策を推進していく上で、食品の安全等に関する施策内容について、消費者等に対して分かりやすく説明するとともに、消費者等と十分な意見の疎通を図り、消費者等の意見を食品衛生行政に反映させるため、食の安全に関するシンポジウムの開催するとともに、消費者等との意見交換を行うための懇談会を開催し、消費者等とのリスクコミュニケーションの充実を図る。

(2) 健康食品等に関する情報収集・提供体制の整備、監視体制の強化

45,217千円(

4,209千円)

(要旨)

国内外の健康食品等に関する健康被害事例及び安全性・効果についての研究報告や文献等の情報を収集・分析し、データベース化するとともに、消費者等に対する情報提供を推進するとともに、自治体の食品衛生監視員に対する研修を実施し、監視体制の強化を図る。

[医薬局計上関係事業]

要求額 29,747千円

いわゆる健康食品に対する全国的な買い上げ調査及び成分分析を実施し、薬事法に違反する業者に対する監視・取締りの徹底を図るとともに、自治体の薬事監視員に対する研修を実施し、監視体制の強化を図る。

#### 4 食品の安全性確保にかかる研究の充実

< 5,633 > < 1,213 >

5,633百万円( 1,213百万円 )

食品の安全性確保のため、牛海綿状脳症研究、遺伝子組換え応用食品対策研究、食品添加物や微生物等にかかる研究を推進するとともに、国内外の食品の安全性に係る情報を集中的に収集・分析・伝達する体制を整備する。

(1) 食品安全確保研究の充実

< 4,500 > < 1,177 >

4,500百万円( 1,177百万円 )

(要旨)

牛海綿状脳症対策として、感染メカニズムの解明や異常プリオンの高感度・迅速な検出法及びリスクの低減化技術の開発、遺伝子組換え食品の加工食品中の混入率の定量検査方法の開発や後代交配種等の安全性の評価方法等の検討、特定保健用食品素材の有用性等に関する研究、食品添加物や残留農薬の安全性の評価手法や迅速な分析方法の開発等に関する研究等を推進する。

(2) 国立試験研究機関における食品分野の研究の充実等

< 1,133 > <

36 >

1,133百万円( 36百万円 )

(要旨)

国立試験研究機関において、国内外の食品の安全性に係る情報を収集・分析し、提供する体制を整備する。また、食品規制や規制の根拠となる科学的基礎データの収集・分析など食品衛生規制に必要な検知法を検証し、その標準化に関する研究を推進する。

# 平成15年度組織・定員要求の概要について

平成14年10月  
農林水産省

## 1. 組織要求の概要

「「食」と「農」の再生プラン」に基づき、消費者に軸足を移した農林水産行政への転換を図るため、農林水産省組織の改革再編を行うこととする。

### (1) 食の安全・安心を確保する組織の確立

食品のリスク管理部門を産業振興部門から分離・強化するため、食料消費行政とリスク管理を担う新局（消費・安全局（仮称））を新設  
これと併せ、地方における食品のリスク管理体制を強化するため、地方農政局の内部組織を再編し、消費・安全部（仮称）を新設するとともに、食糧事務所を地方農政局に統合の上、食品のリスク管理業務を担う食料消費事務所（仮称）に再編

### (2) 企画力、機動力に富んだ組織の確立

新たな政策課題に機動的に対応するため、企画評価課に政策調整室（仮称）を設置するとともに、積極的かつ機動的な報道体制を確立するため、報道官と報道室（仮称）を設置

### (3) 主要食糧政策を担う組織の再編等

食品安全委員会（仮称）新局の設置等に伴い、行政組織のスクラップ・アンド・ビルトの観点から、食糧庁組織を廃止  
他方、主要食糧政策を担うため、総合食料局に食糧部（仮称）を設置するとともに、食糧事務所を再編した食料消費事務所（仮称）において、引き続き備蓄米の管理業務等を担わせる。また、併せて、同局の食品産業流通部門は食品産業流通部（仮称）とする。

### (4) その他

バイオマス分野をはじめ農林水産分野に関する環境政策を戦略的に構築するため、大臣官房に環境政策課（仮称）を新設

総合食料局に食糧部（仮称）を設けることに伴い、国際部を大臣官房に移管するとともに、総合戦略の企画力と情報分析力を強化するため、国際部内の課を再編

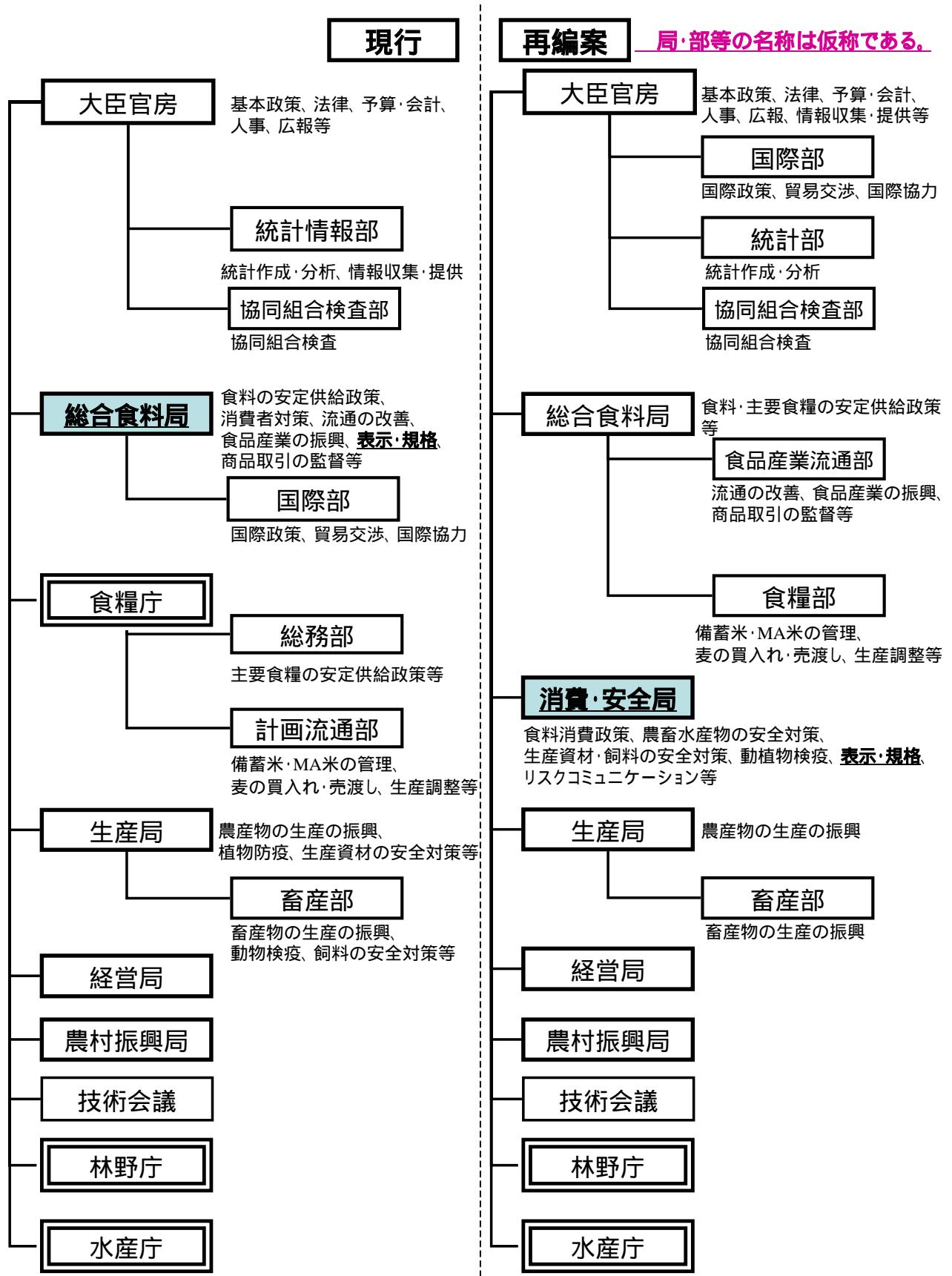
また、各種の国内制度と国際ルールとの調和について省横断的に担当する国際統括官（仮称）を新設

国民に対する情報提供機能の強化と統計作成機能の効率化及び分析力の強化を図るため、大臣官房に情報課（仮称）を設置するとともに、統計情報部の課を再編し、部の名称を統計部（仮称）に改称

また、統計情報事務所と出張所を統合し、農林水産統計・情報センター（仮称）を設置

## 2. 定員要求の概要

定員については、リスク管理体制の強化に伴い、食品表示の監視等に必要な定員増を食糧庁定員の振替で行うほか、地方空港の国際化の急速な進展等に伴う動植物検疫担当官の増員、沿岸国主義に基づく外国漁船の取締担当官の増員など重要施策の実施上緊急に必要な最小限の新規増員を要求



# 平成15年度総合食料局関係予算概算要求重点事項

平成14年9月  
総合食料局

(注)単位:百万円(かっこ内は前年度)

## 食の安全と安心の確保

食の安全と安心に対する消費者の関心の高まり等を踏まえ、「食卓から農場へ」食品の履歴をさかのぼることができる仕組み(トレーサビリティシステム)の導入を推進するとともに、国民一人一人が食の安全と安心について考えられるよう、「食育」活動や「リスクコミュニケーション」を推進する。また、虚偽表示問題の発生等を踏まえ、わかりやすく信頼される表示制度を実現するとともに、安全で高品質な食品を供給する食品産業の機能を強化する。

### 1 「食卓から農場へ」トレーサビリティシステムの導入

- (1) トレーサビリティシステムの導入のために必要な機器・設備の整備支援等  
青果物、米、豚肉、鶏肉、鶏卵、養殖水産物、加工食品等について、各食品の特性を踏まえたシステム導入のために必要な機器・設備の整備支援を行うとともに、新たな品目についてのシステムの確立に向けた実証試験を実施する。
- ・トレーサビリティシステム導入促進事業 4,938( 0 )
  - ・トレーサビリティシステムの開発 456( 153 )
  - ・牛肉トレーサビリティシステムの確立 2,592( 0 )(生産局計上)

### (2) 生産行程履歴JASの制度化及び普及促進

生産履歴情報の信用性を高める仕組みとして、生産行程履歴のJAS規格を14年度から制定するとともに、積極的に認定を受けようとする生産者を対象とした講習会等の実施、消費者・関係事業者等に対する情報提供等を推進する。

- ・生産行程履歴JAS規格認定・普及啓発事業 127( 0 )

### 2 「食育」や「リスクコミュニケーション」の推進

#### (1) 「食育」を推進する国民的な活動の展開

「食を考える国民会議」の活動強化、「食を考える月間」の推進、マスメディア等各種媒体を通じた情報発信活動等を全国的に展開するとともに、食育推進ボランティアの登録・活用を進め、地域特産物や伝統的食文化など各地域の特色を活かした「食育」の実践活動を展開する。

- ・食育促進全国活動推進事業 1,000( 0 )
- ・食育実践地域活動支援事業 500( 0 )
- ・関連施策 10,830( 7,342 )(他局計上)

## (2) リスクコミュニケーション対策の強化

食品の安全性の問題に関するリスク管理施策の強化、徹底した情報開示に努めるとともに、消費者等との対話窓口として、独立行政法人農林水産消費技術センター内に「リスクコミュニケーション・センター（仮称）」を創設する。

・リスクコミュニケーション・センター（仮称）の創設等 801(140)

## 3 わかりやすく信頼される表示制度の実現

### (1) 食品表示の適正化のための監視体制の確立

食品表示ウォッチャー（消費者への委嘱）の増員、都道府県による食品表示110番の設置への支援等を通じ、食品表示の監視を強化する。

・食品表示適正化対策 929(249)

### (2) 有機農産物の認定・特別栽培農産物新表示ガイドラインの普及の推進

有機農産物認定制度（JAS規格）や特別栽培農産物の新ガイドライン（15年度から実施予定）の普及を促進するため、実地講習会の実施、登録認定機関の連絡調整の促進や生産者・消費者への情報提供等を実施する。

・有機農産物認定・普及促進事業 40(16)

・特別栽培農産物新表示ガイドライン普及推進総合対策事業 50(0)

・地域食品認証 82(59)

## 4 安全で高品質な食品を供給する食品産業の機能強化

### (1) 食品の安全性確保に向けた食品産業の機能強化

消費者に安全で高品質な食品を提供するため、HACCP手法導入に必要な人材の育成やデータベース整備等を支援するほか、有害微生物等による食品のリスクを低減するため、有害微生物等の迅速検出技術や制御技術の開発を支援する。

・食品製造工程管理高度化促進事業 220(0)

・有害微生物等食品リスク低減化技術の開発 522(0)

### (2) 技術力の向上による食品産業の新市場創出

新技術創出による食品産業の競争力強化を図るため、企業現場の抱える課題とそれに応え得る大学等の技術力を結びつけ、産学官連携を推進するとともに、我が国が技術優位性を有する発酵分野での技術革新の加速化や情報通信、ナノテクノロジー等異分野の技術を活用した新食品創出技術の開発を支援する。

・産学官連携食品産業技術開発中央推進事業 61(0)

・食品産業における次世代型発酵技術の開発 150(0)

・活力ある長寿社会実現のための新食品創出技術開発 648(0)

## 消費者に多様な選択肢を提供する食品産業の発展支援

安全で安心な食材への関心の高まりや高齢化の進展等の下で、消費者の多様な要請に応えられる食品を提供するため、地域の特色を生かした「ブランド・ニッポン」食品の提供を促進する。

また、食品流通部門の高コスト構造の是正に向けた食品流通構造改革を実施する。

### 1 地域の特色を生かした「ブランド・ニッポン」食品の提供促進

#### ( 1 ) 地域食品企業の創意工夫の具現化に向けた取組の促進

地域食品企業の創意工夫を生かした新たな取組提案に基づき、消費者の多様なニーズを起点にした、健康志向に配慮した食品や、地域農業と連携した特色ある食品などの製品化・事業化を促進する。

- ・食品産業機能高度化特別対策事業 661( 0 )

#### ( 2 ) 食品製造業、外食産業における国産食材活用促進

「品質にばらつきがある」等の国産食材の加工技術、国産農産物の機能性の解明技術等の開発に対する支援を実施するとともに、外食事業者と生産関係者の連携による国産食材の産地での一次加工等の取組や外食産業のニーズの生産者への発信等を支援する。

- ・「ブランド・ニッポン」加工食品供給促進技術開発 380( 0 )
- ・外食産業国産食材利用推進事業 40( 19 )

#### ( 3 ) 地域特産食品等の輸出促進活動の拡充

日本食品・農林水産物の輸出促進を図るため、「国際食品見本市」等への出展のほか、海外市場発掘のためのミッション派遣等の取組への支援を行う。

- ・地域特産食品・農林水産物輸出促進事業 36( 28 )

### 2 流通の高コスト構造の是正に向けた食品流通構造改革

#### ( 1 ) ITを活用した商流・物流の効率化の一体的な推進

取引コストの削減等を推進するため、EDIを活用した取引の効率化やITを活用した効率的物流管理システムの導入、卸売市場間を結ぶ連携体制の構築等を総合的に実施する。

- ・ITフードチェーン確立事業 1,458( 816 )

## ( 2 ) 低温一貫輸送等効率的で高度な生鮮食品物流体制の整備

### 卸売市場の整備

生鮮食料品の流通において基幹的な役割を果たしている卸売市場について、流通コストの低減と高度な物流を図るため、中核的な市場の再整備と品質管理・鮮度保持機能等の市場機能の強化に資する施設の整備を緊急・重点的に実施する。

- ・ 卸売市場施設整備事業

6 , 7 1 5 ( 5 , 9 6 2 )

### 物流施設の整備

鉄道・船舶を活用した低温一貫輸送体制を構築するため、食品低温流通ターミナルの整備を実施するとともに、生鮮品小売業者が卸売市場から仕入れ・配送・加工を共同で行うための施設の整備を実施する。

- ・ 食品基幹物流高度化事業
- ・ 生鮮品共同配送施設整備事業

4 1 2 ( 4 1 2 )  
2 1 0 ( 1 5 0 )

## ( 3 ) 地域内連携による地域農水産物の安定的な供給

地域の生産者・卸・仲卸・小売店が連携して、地域農水産物を安定的に供給するための取組に対して支援する。

- ・ 食品販売業等連携活性化総合対策事業

5 0 ( 2 7 )

## バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

食品残さ等のバイオマス資源の有効利用を促進するため、モデル的な食品リサイクルを推進するほか、必要な技術開発を行う。

### 廃棄物等を循環活用する取組（ゼロエミッション）の実行に向けた食品リサイクルの推進

## ( 1 ) モデル的な食品リサイクルの取組への支援

先進的・モデル的な食品リサイクル施設の整備に対して支援を行い、リサイクルの成果の実証・波及を図るとともに、食品リサイクルやバイオ生分解性素材の利用の優れた取組事例等に関する情報収集・情報発信等を行う。

- ・ 食品リサイクル推進モデル整備事業
- ・ 食品循環資源活用支援事業

1 , 5 5 3 ( 0 )  
1 0 6 ( 0 )

## ( 2 ) 技術開発の促進

食品の資源循環システムの構築を目指し、民間の技術を生かした食品廃棄物の分別や運搬・回収技術、高度再生・変換利用技術、成分・品質評価技術、生分解性素材の容器包装等への活用技術の開発等を推進する。

- ・ 食品資源循環システム構築技術開発

5 5 4 ( 0 )

# 食品安全委員会（仮称）について

平成14年 8月  
内閣官房  
食品安全委員会（仮称）  
設立等準備室

## 1 経緯

「BSE問題に関する調査検討委員会」（厚生労働大臣及び農林水産大臣の諮問機関）の報告書（平成14年4月2日）の提言を受けて、政府として「食品安全行政に関する関係閣僚会議」を開催し、平成14年6月11日、「今後の食品安全行政のあり方について」とりまとめが行われた。

同とりまとめにおいては、

- ・食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会（仮称）を新たに内閣府に設置する
- ・緊急時に内閣全体として対応する危機管理の仕組みを整備する
- ・消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律として食品安全基本法（仮称）を制定する

とされており、これを踏まえて、村井国務大臣が食品安全委員会（仮称）等担当大臣として任命されるとともに、内閣官房に準備室が設置され、これまで検討を行ってきた。

## 2 食品安全委員会（仮称）の業務の概要

食品安全委員会（仮称）の業務の概要は、以下のとおり。

専門的、客観的、科学的観点からのリスク評価の実施とそれに基づくリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省等）への勧告、リスク管理状況についてのモニタリングの実施

食品事故等における危機管理対応

内外の食品安全に関する情報の一元的収集・整理及び食品安全に関する幅広いリスクコミュニケーションの実施

これに必要な組織及び予算の概要は、それぞれ別紙1、別紙2のとおり。

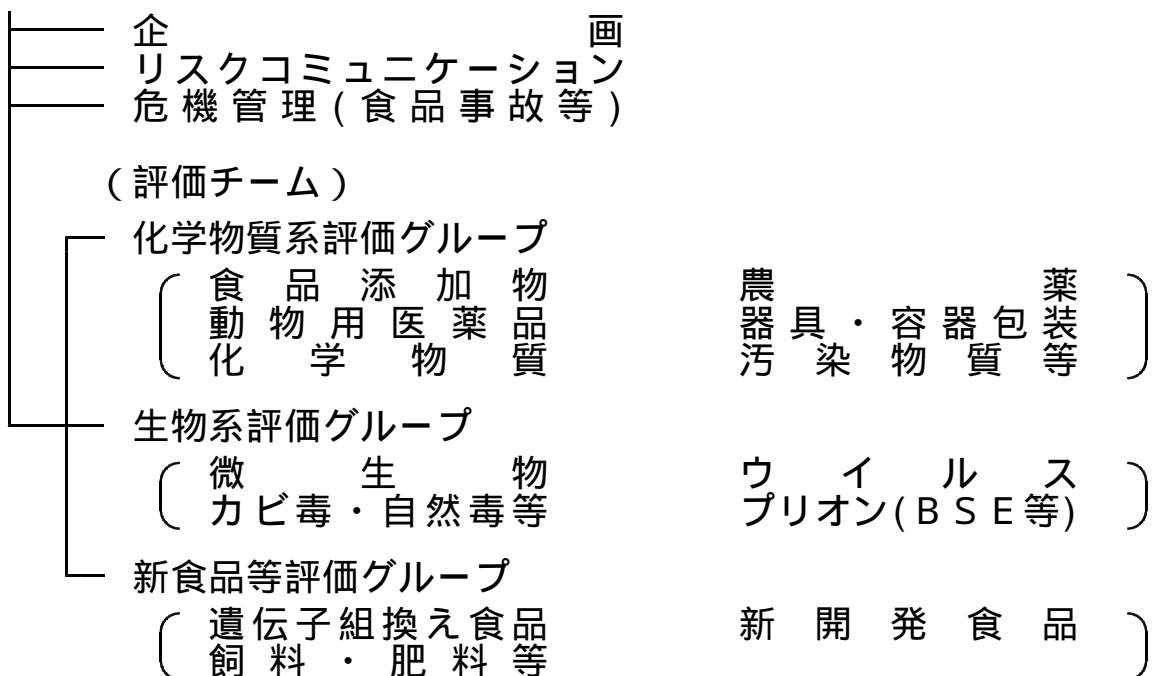
## 食品安全委員会(仮称)の構成(検討中)

### 1 委員の構成(委員: 7名)

- ・毒性学等の専門家
- ・微生物学等の専門家
- ・有機化学(化学物質)等の専門家
- ・公衆衛生学等の専門家
- ・食品の生産・流通システム等の専門家
- ・消費者意識、消費行動等の専門家
- ・情報交流の専門家

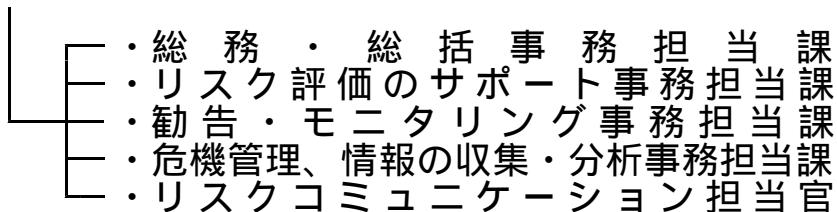
### 2 専門調査会の構成(専門調査委員: 延べ200名程度)

#### 食品安全委員会



### 3 事務局の構成(事務局員: 55名 技術参与(非常勤): 25名)

#### 事務局(事務局長、次長、4課1官等)



## 食品安全委員会(仮称)に必要な予算の主要項目

### 1 委員会の運営

- ・ 委員会、専門調査会の開催
  - リスク評価の実施
  - リスク管理機関に対する勧告
  - 食品事故等における危機管理対応
  - 試験研究機関等に対する指示等

### 2 委員会を支える活動

- (1) 食品安全に関する情報の一元的収集・整理
  - ・ 食品安全に関する内外の情報の収集・整理
  - ・ 食品安全に関する国際機関との情報交流
- (2) リスク評価、モニタリングのための基礎調査の実施
  - ・ 化学物質等のリスク評価に必要な毒性試験等の実施
  - ・ リスク管理状況についてのモニタリング調査の実施
  - ・ リスク評価に必要な評価手法等の研究開発
- (3) リスクコミュニケーションの実施
  - ・ 食品安全に関する国民からの直接的な意見・情報の収集・整理
  - ・ 中央及び地方におけるリスクコミュニケーションの実施
  - ・ 効果的なリスクコミュニケーション手法の開発
- (4) 食品事故等における危機管理対応
  - ・ 食品事故等に関する内外の情報の収集・整理
  - ・ リスク管理機関、国民への情報提供による危害拡大の防止
  - ・ 危機管理マニュアルの策定・公表
  - ・ 緊急対応についての事後検証

概算要求額 約20億円(新規)